株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和七年七月一日

登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第九条の七の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
琉球新報開発ビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和七年七月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録海技免許講習事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
琉球新報開発ビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和七年七月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録船舶職員養成施設事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
琉球新報開発ビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階